

令和3年2月12日提出

# 令和3年3月市議会定例会議案

(その2 議案第10号から議案第39号まで)

木更津市

## 令和3年3月市議会定例会議案目録（その2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第10号	木更津市教育委員会教育長の任命について	総務部	1
議案第11号	令和3年度木更津市一般会計予算	財務部	別冊
議案第12号	令和3年度木更津市国民健康保険特別会計予算	市民部	別冊
議案第13号	令和3年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算	市民部	別冊
議案第14号	令和3年度木更津市介護保険特別会計予算	福祉部	別冊
議案第15号	令和3年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算	経済部	別冊
議案第16号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市長公室	2
議案第17号	木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	市長公室	3
議案第18号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	4
議案第19号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	22
議案第20号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	23
議案第21号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	25
議案第22号	木更津市中心身障害児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	26
議案第23号	木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	27

議案第24号	木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	30
議案第25号	木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	32
議案第26号	木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	34
議案第27号	木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	38
議案第28号	木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	43
議案第29号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	44
議案第30号	財産（工作物）の取得について	環境部	45
議案第31号	財産（工作物）の取得について	経済部	46
議案第32号	財産（土地）の貸付について	総務部	47
議案第33号	財産（建物）の譲渡について	総務部	48
議案第34号	権利（債権）の放棄について	都市整備部	49
議案第35号	権利（債権）の放棄について	都市整備部	50
議案第36号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について	環境部	51

議案第37号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について	教 育 部	52
議案第38号	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約に関する協議について	環 境 部	53
議案第39号	令和3年度木更津市下水道事業会計予算	都 市 整 備 部	別冊

議案第10号

木更津市教育委員会教育長の任命について

木更津市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	廣 部 昌 弘	

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会教育長高澤茂夫氏の任期満了に伴い、新たに廣部昌弘氏を教育長に任命しようとするものである。

議案第 16 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表木更津市庁舎整備検討委員会の項を次のように改める。

木更津市庁舎 整備事業者選 定審査委員会	本市の庁舎整備事業 の事業者を選定する ため調査、審議する こと。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 市の職員	7 人以内	2 年
----------------------------	--	-------------------	-------------------	-------	-----

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市庁舎整備検討委員会を廃止し、木更津市庁舎整備事業者選定審査委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 17 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例  
木更津市行政組織条例（昭和 46 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 1 号に次のように加える。

オ 公共施設マネジメントに関する事項

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政需要の変化に的確に対応した組織機構の改革に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第18号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和31年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中

「

	(ア) 300平方メートル以内のもの の 10,000円
	(イ) 300平方メートルを超え2 ,000平方メートル以内のもの の 28,000円
	(ウ) 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以内 のもの 85,000円
	(エ) 5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル以 内のもの 134,000円
	(オ) 10,000平方メートルを 超え25,000平方メートル 以内のもの 170,000円
	(カ) 25,000平方メートルを 超えるもの 212,000円

」

を

「

- (ア) 300平方メートル以内のもの  
の 9,000円
- (イ) 300平方メートルを超え1,  
000平方メートル以内のもの  
の 16,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超  
え2,000平方メートル以内  
のもの 26,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超  
え5,000平方メートル以内  
のもの 76,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超  
え10,000平方メートル以  
内のもの 120,000円
- (カ) 10,000平方メートルを  
超え25,000平方メートル  
以内のもの 152,000円
- (キ) 25,000平方メートルを  
超えるもの 189,000円

」

に、

「

- (ア) 300平方メートル以内もの  
の 255,000円
- (イ) 300平方メートルを超え2,  
000平方メートル以内のもの  
の 407,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超

を  
「

- え 5,000平方メートル以内  
のもの 579,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超  
え10,000平方メートル以  
内のもの 703,000円
- (オ) 10,000平方メートルを  
超え25,000平方メートル  
以内のもの 837,000円
- (カ) 25,000平方メートルを  
超えるもの 956,000円

- (ア) 300平方メートル以内のも  
の 215,000円
- (イ) 300平方メートルを超え1  
,000平方メートル以内のも  
の 269,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超  
え2,000平方メートル以内  
のもの 347,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超  
え5,000平方メートル以内  
のもの 495,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超  
え10,000平方メートル以  
内のもの 610,000円
- (カ) 10,000平方メートルを  
超え25,000平方メートル

以内のもの	721,000円
(キ) 25,000平方メートルを	
超えるもの	822,000円

に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄を次のように改める。

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物（同号の非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）
- ア 工場等（非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。以下この項において同じ。） 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が
- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
29,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
41,000円

- (ウ) 2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満の  
もの 96,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上  
10,000平方メートル未満  
のもの 142,000円
- (オ) 10,000平方メートル以  
上25,000平方メートル未  
満のもの 176,000円
- (カ) 25,000平方メートル以  
上のもの 217,000円
- イ ア以外の場合 建築物エネルギー  
消費性能確保計画1件につき、当該  
建築に係る部分の床面積の合計が
- (ア) 300平方メートル以上1,  
000平方メートル未満のもの  
269,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の  
もの 347,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満の  
もの 495,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上  
10,000平方メートル未満  
のもの 610,000円
- (オ) 10,000平方メートル以  
上25,000平方メートル未  
満のもの 720,000円

- (カ) 25,000平方メートル以上のもの 822,000円
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅部分を有する建築物
- ア 工場等 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が
- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 90,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 168,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円
- イ ア以外の場合 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、当該建築に係る部分の床面積の合計が

(ア)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	105,000円
(イ)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	138,000円
(ウ)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,000円
(エ)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	291,000円
(オ)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	349,000円
(カ)	25,000平方メートル以上のもの	410,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、

「

	b	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
	c	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	76,000円
	d	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	

		のもの 120,000円
		e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
		f 25,000平方メートル以上のもの 189,000円

を  
「

		b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円
		c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円
		d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
		e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
		f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
		g 25,000平方メートル以上のもの 189,000円

に、  
「

- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
347,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
495,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
610,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
720,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの  
822,000円

」

を  
「

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
269,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
347,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
495,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
610,000円

- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 720,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 822,000円

に、

「

- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 223,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 349,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 410,000円

を

「

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 105,000円
- c 1,000平方メートル以上

		2,000平方メートル未満のもの 138,000円
	d	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 223,000円
	e	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 291,000円
	f	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 349,000円
	g	25,000平方メートル以上のもの 410,000円

」

に、  
「

		(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円
		(ウ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 76,000円
		(エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 120,000円
		(オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 152,000円
		(カ) 25,000平方メートル以

		上のもの 189,000円
を		
「		
		(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円
		(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円
		(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
		(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
		(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
		(キ) 25,000平方メートル以上のもの 189,000円
		」

に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

「

- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
26,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
76,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
120,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
152,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの  
189,000円

」

を  
「

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
16,000円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
26,000円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
76,000円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
120,000円

- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 152,000円
- g 25,000平方メートル以上のもの 189,000円

に、

「

- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 347,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 495,000円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 610,000円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 720,000円
- f 25,000平方メートル以上のもの 822,000円

を

「

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 269,000円
- c 1,000平方メートル以上

		2,000平方メートル未満のもの 347,000円
	d	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 495,000円
	e	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 610,000円
	f	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 720,000円
	g	25,000平方メートル以上のもの 822,000円

」

に、

「

	b	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 138,000円
	c	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 223,000円
	d	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 291,000円
	e	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 349,000円
	f	25,000平方メートル以

を  
「  
」  
上のもの 410,000円  
」

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
105,000円  
c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
138,000円  
d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
223,000円  
e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
291,000円  
f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
349,000円  
g 25,000平方メートル以上のもの  
410,000円  
」

に、  
「  
」  
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
26,000円  
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の

		もの 76,000円
		(エ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの 120,000円
		(オ) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの 152,000円
		(カ) 25,000平方メートル以 上のもの 189,000円

」

を

「

		(イ) 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 16,000円
		(ウ) 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの 26,000円
		(エ) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの 76,000円
		(オ) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの 120,000円
		(カ) 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満のもの 152,000円
		(キ) 25,000平方メートル以 上のもの 189,000円

」

に改め、同表の備考中「第30条第2項（同法第31条第2項）」を「第35条第2項（同法第36条第2項）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 19 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特別職の職員で常勤のものゝ給料月額を減額して支給する期間を延長するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 20 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和 50 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 3 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年木更津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表木更津市立吾妻保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市立吾妻保育園の民営化に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 22 号

木更津市中心身障害児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市中心身障害児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

## 木更津市条例第 号

木更津市中心身障害児童福祉手当支給条例の一部を改正する条例

木更津市中心身障害児童福祉手当支給条例（昭和 44 年木更津市条例第 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、受給権が消滅した場合におけるその期間の手当は、その支給月でない月であつても  
支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木更津市中心身障害児童福祉手当支給条例の規定は、令和 3 年 4 月分  
以後の期間における手当から適用し、同年 3 月分以前の期間における手当については、なお従  
前の例による。

## 提案理由

心身障害児童福祉手当の受給権が消滅した場合において、支給月でない月であっても手当を支  
給できるようにするため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第23号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

木更津市介護保険条例（平成12年木更津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「31,300円」を「32,100円」に改め、同項第2号中「47,700円」を「48,800円」に改め、同項第3号中「49,000円」を「50,200円」に改め、同項第4号中「58,800円」を「60,200円」に改め、同項第5号中「65,400円」を「66,900円」に改め、同項第6号中「77,100円」を「77,000円」に改め、同号ア中「規定する合計所得金額（」を「規定する合計所得金額をいい、」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。）をいう」を「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする」に、「125万円」を「80万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第13号中「137,300円」を「154,000円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「134,000円」を「147,300円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「127,500円」を「140,600円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「124,200円」を「133,900円」に改め、同号イ中「第12号イ」を「第13号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「107,900円」を「113,800円」に改め、同号イ中「第11号イ又は第12号イ」を「第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「98,100円」を「99,100円」に改め、同号イ中「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「83,700円」を「84,300円」に改め、同号イ中「第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 78,300円

ア 当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「18,300円」を「18,700円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,300円」を「18,700円」に、「31,300円」を「32,100円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,300円」を「18,700円」に、「45,700円」を「46,800円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行及び第8期木更津市介護保険事業計画策定に伴う保険料率の改定に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 24 号

木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年木更津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の木更津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 3 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

## 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 25 号

木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年木更津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 26 号

木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 27 年木更津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）」を  
「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）  
第 6 章 雑則（第 36 条）」に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 20 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

### （電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）、第33条第28号（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識する

ことができない方法をいう。) によることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の木更津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項、第20条（改正後の条例第35条において準用する場合を含む。）及び第29条の2（改正後の条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第4条第5項及び第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の条例第21条の2（改正後の条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の条例第23条の2（改正後の条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 27 号

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 33 条）」を  
「第 6 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 33 条）  
第 7 章 雑則（第 34 条）」に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 2 項中「できること」の次に「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第 16 条中第 30 号を第 31 号とし、第 21 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生

し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

（電磁的記録等）

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載され

た紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)、第16条第28号(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

##### (虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第5項、第21条(改正後の条例第33条において準用する場合を含む。))及び第30条の2(改正後の条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第4条第5項及び第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の条例第21条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

##### (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の条例第22条の2(改正後の条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

##### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の条例第24条の2（改正後の条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 28 号

木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

木更津市営住宅設置管理条例（平成 9 年木更津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「名称」を「区分、名称」に、「別表の」を「別表に掲げる」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 3 条第 2 項）」に改め、同表市営住宅の項久津間団地の目及び祇園団地の目を削り、同項住吉団地の目中「高柳 2 丁目」を「高柳二丁目」に、「、16 番」を「及び 16 番」に改め、同項長須賀団地の目中「1, 650 番地」を「1650 番地」に改め、同項清見台団地の目を削り、同項岩根団地の目中「岩根 2 丁目」を「岩根二丁目」に改め、同項東清団地の目中「100 番地 232、263」を「100 番地 232 及び 263」に改め、同項江川団地の目中「1, 384 番地」を「1384 番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定及び別表の改正規定（同表市営住宅の項久津間団地の目、祇園団地の目及び清見台団地の目を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

久津間団地、祇園団地及び清見台団地の用途廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第29号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

木更津市空家等対策の推進に関する条例（平成29年木更津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（協議会）」に改め、同条第2項前段中「市長は」を「協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか」に、「を協議会に諮問するものとする」を「に関し協議する」に改め、同項ただし書中「第4号」を「第3号」に、「措置の代行が緊急を要する」を「市長が緊急を要すると認めて代行する」に改め、同項後段中「について」を「をした後、」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「代行措置」を「に係る措置の代行」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条の見出しを「（指導等に係る措置の代行）」に改め、同条第2項中「措置を代行」を「規定による代行を」に、「当該措置」を「当該代行」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### 提案理由

木更津市空家等対策協議会を所定の事項に関し協議する機関とするため、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第30号

財産（工作物）の取得について

市は、次のとおり財産を取得する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 財 産 名 道路照明灯及び公園灯に係る灯具一式
- 2 財 産 の 概 要 既存の道路照明灯及び公園灯を賃貸借契約によりLED照明へ更新し、契約終了後、当該物品の無償譲渡を受けるものである。
- 3 取 得 金 額 216,414,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 契約の相手方 千葉市中央区弁天一丁目5番1号  
大和リース株式会社 千葉支店  
支店長 柏 昌明
- 5 契約の方法 随意契約

## 提案理由

市内照明灯一斉LED化事業に関する賃貸借契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第3条により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第31号

財産（工作物）の取得について

市は、次のとおり財産を取得する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 財 産 名     | 特定公園施設  |
| 2 財 産 の 概 要 | 木更津市富士見三丁目5番 鳥居崎海浜公園<br>特定公園施設（園路、広場、駐車場、植栽等）   |
| 3 取 得 金 額   | 198,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 4 契約の相手方    | 代表企業 大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番36号<br>大和リース株式会社<br>代表取締役 森田 俊作<br>構成企業 木更津市矢那2381番地<br>谷中造園土木株式会社<br>代表取締役 谷中 淑浩 |
| 5 契約の方法     | 随意契約  |

提案理由

鳥居崎海浜公園整備・管理運営事業者募集事業に関する特定公園施設建設・譲渡契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第3条により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第32号

財産（土地）の貸付について

市は、次の土地を適正な対価なくして貸付する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 土地の表示

所 在 木更津市吾妻二丁目647番13、647番14

地 目 宅地

地 積 2,773.54㎡

2 貸付の金額 年額1,425,816円

3 貸付の期間 令和3年4月1日から令和20年3月31日まで

4 貸付の相手方 木更津市富士見三丁目8番3号

社会福祉法人木更津大正会

理事長 宮崎 栄樹

提案理由

木更津市立吾妻保育園を民営化することに伴い、市が所有する財産（土地）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 33 号

財産（建物）の譲渡について

市は、次の建物を適正な対価なくして譲渡する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 建物の表示

種 類	保育園
所 在	木更津市吾妻二丁目 10 番 7 号
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	774.79 m <sup>2</sup>

2 譲渡の金額 無償

3 譲渡の相手方 木更津市富士見三丁目 8 番 3 号  
社会福祉法人木更津大正会  
理事長 宮崎 栄樹

提案理由

木更津市立吾妻保育園を民営化することに伴い、市が所有する財産（建物）を適正な対価なくして譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第34号

権利（債権）の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 債権の種類 市営住宅使用料（遅延損害金を含む。）
- 2 債権額 382,250円（遅延損害金を除く。）
- 3 債務者 個人
- 4 債権放棄の理由 債務者が平成29年に死亡し、かつ、相続人の全てが相続放棄をしていることから、当該使用料を請求すべき相手方が存在せず債権回収の見込みがないため、債権を放棄する。

提案理由

市営住宅使用料に係る債権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第35号

権利（債権）の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 債権の種類 市営住宅使用料（遅延損害金を含む。）
- 2 債権額 654,200円（遅延損害金を除く。）
- 3 債務者 個人
- 4 債権放棄の理由 平成23年に仮執行宣言を付した支払督促を行ったが、債務者が平成24年に死亡し、かつ、相続人へ支払督促及び強制執行の手続きによっても債権回収の見込みがないため、債権を放棄する。

提案理由

市営住宅使用料に係る債権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

## 議案第36号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について

市は、次のとおり特定事業に係る契約の変更契約を締結する。

令和3年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事業名    | 第2期君津地域広域廃棄物処理事業  |
| 2 事業場所   | 富津市新富21番3   |
| 3 事業内容   | 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る施設的设计・建設及び運營業務   |
| 4 契約金額   | 変更前 82,060,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）<br>変更後 82,645,739,000円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除前）（消費税及び地方消費税の額を含む。）<br>80,947,202,600円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後）（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 契約の相手方 | 富津市青木一丁目5番地1<br>株式会社上総安房クリーンシステム<br>代表取締役 須賀 潔  |

## 提案理由

事業者から提案があった、事業者のグループ会社（日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区）から排出される事業系ごみ（一部産業廃棄物扱いを含む。）を受け入れることによる自治体処理委託費の低減を図る内容の提案を採用することとし、令和2年9月24日に可決された第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

## 議案第 37 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について

市は、次のとおり特定事業に係る契約の変更契約を締結する。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- |          |  |
|----------|--|
| 1 事業名    | 木更津第一小学校改築及び（仮称）木更津市学校給食センター整備事業   |
| 2 事業場所   | 木更津市中央一丁目 11 番 1 号及び木更津市潮見二丁目 13 番 1 ほか  |
| 3 事業内容   | 木更津第一小学校の施設整備及び維持管理業務並びに木更津市学校給食センターの施設整備及び維持管理・運營業務   |
| 4 契約金額   | 変更前 6,654,280,983 円に金利変動、物価変動及び食数変更による増減額、市の是正勧告に基づく減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内<br>変更後 6,659,153,883 円に金利変動、物価変動及び食数変更による増減額、市の是正勧告に基づく減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内 |
| 5 契約の相手方 | 木更津市清見台南一丁目 6 番 6 号<br>木更津教育サービス P F I 株式会社<br>代表取締役社長 甲良 和生   |

## 提案理由

木更津市学校給食センターによる学校給食配膳業務について、木更津市立太田中学校の生徒数増加による学級数の増加に伴い、平成 30 年 3 月 13 日に可決された木更津第一小学校改築及び（仮称）木更津市学校給食センター整備事業に係る契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年木更津市条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

## 議案第 38 号

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約に関する協議について

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により関係普通地方公共団体と協議するに当たり、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正する規約

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を次のように改正する。

第 5 条中「千葉県木更津市潮浜三丁目 1 番地木更津市環境部まち美化推進課」を「千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地富津市市民部環境保全課」に改める。

第 10 条第 1 項中「木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室」を「富津市市民部環境保全課」に改める。

第 17 条第 3 項中「木更津市」を「富津市」に改める。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の一部を改正するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により関係普通地方公共団体と協議するに当たり、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。